

議案第 95 号

大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の一部改正について

大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 25 年 11 月 28 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正が平成 26 年 4 月 1 日に施行され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の一部を改正する条例

大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例（昭和60年大口町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

大口町立学校体育施設スポーツ開放使用料及び使用時間

学校名	区分	1単位当たりの使用料	屋内運動場		屋外運動場
			昼間	夜間	
大口中学校	全面		1,020円	1,540円	無料
	半面		510円	770円	
大口北小学校	全面		1,020円	1,540円	無料
大口南小学校	全面		1,020円	1,540円	無料
大口西小学校	全面		1,020円	1,540円	無料
単位	区分	屋内運動場		屋外運動場	
1				6:00～8:00	
2		8:00～10:00		8:00～10:00	
3		10:00～12:00		10:00～12:00	
4		13:00～15:00		13:00～15:00	
5		15:00～17:00		15:00～17:00	
6				17:00～19:00	
7		19:00～21:00			

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の規定は、この条例

の施行の日以後に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の一部改正新旧対照表

新					
別表第2（第6条関係）					
大口町立学校体育施設スポーツ開放使用料及び使用時間					
学校名	区分	1単位当たりの使 用料	屋 内 運 動 場		屋外運動場
			昼 間	夜 間	
大口中学校		全 面	1,020円	1,540円	無 料
		半 面	510円	770円	
大口北小学校		全 面	1,020円	1,540円	無 料
大口南小学校		全 面	1,020円	1,540円	無 料
大口西小学校		全 面	1,020円	1,540円	無 料
単位	区分	屋 内 運 動 場		屋 外 運 動 場	
1				6:00～8:00	
2		8:00～10:00		8:00～10:00	
3		10:00～12:00		10:00～12:00	
4		13:00～15:00		13:00～15:00	
5		15:00～17:00		15:00～17:00	
6				17:00～19:00	
7		19:00～21:00			

別表第2（第6条関係）

大口町立学校体育施設スポーツ開放使用料及び使用時間

学校名	区分 1単位当たりの使 用料	屋 内 運 動 場		屋外運動場
		昼 間	夜 間	
大口中学校	全 面	1,000円	1,500円	無 料
	半 面	500	750	
大口北小学校	全 面	1,000	1,500	無 料
大口南小学校	全 面	1,000	1,500	無 料
大口西小学校	全 面	1,000	1,500	無 料
単位	区分	屋 内 運 動 場		屋 外 運 動 場
1				6:00～8:00
2		8:00～10:00		8:00～10:00
3		10:00～12:00		10:00～12:00
4		13:00～15:00		13:00～15:00
5		15:00～17:00		15:00～17:00
6				17:00～19:00
7		19:00～21:00		

改 正 要 旨

1 改正の目的

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに対応するため、大口町立学校体育施設の使用料について改正をするものです。

2 改正の概要

消費税及び地方消費税の課税対象となる大口町立学校体育施設の使用料について、現行の額を100分の105で除して得た額（1円未満の端数金額は切り捨てます。）を課税計算の基礎となる基準額として消費税額及び地方消費税額を計算します。

今回の改正においては、その基準額に100分の108を乗じて得た額を使用料として定めます。ただし、10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額とします。

3 施行期日

平成26年4月1日から施行します。